



2024年2月27日

各 位

会 社 名 新日本電工株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 青木 泰
(コード番号: 5563 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 田中 徹
(TEL 03-6860-6800)

第 124 回定時株主総会の開催及び付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり第 124 回定時株主総会の開催及び付議議案について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 開催日程

- (1) 開催日時: 2024年3月28日(木曜日) 午前10時
- (2) 開催場所: 八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階 ROOM A+B+C
(東京都中央区八重洲一丁目3番7号)

2. 付議議案

- (1) 第1号議案 剰余金配当の件
- (2) 第2号議案 定款一部変更の件
- (3) 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- (4) 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- (5) 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- (6) 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- (7) 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

3. 各議案の概要

- (1) 第1号議案 剰余金配当の件

当社の配当政策は、各期の連結業績に応じた利益の配分を基本とし、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保を図りつつ、業績の動向などを総合的に考慮し決定する方針としております。

これに基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円
総額 823,291,650円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年3月29日

(2) 第2号議案 定款一部変更の件

① 変更の理由

ア 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでおります。その一環として経営の意思決定の迅速化を図り、取締役会における業務執行への監督機能を強化すること等を目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、定款の変更を行うものであります。

イ 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業拡大に対応するため、現行定款第2条に定める事業目的を追加、削除及び変更するものであります。

ウ 上記に伴い、関連する規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

② 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（よみがな）	現在の地位	新任 / 再任
青木 泰（あおき やすし）	代表取締役社長	再任
山寺 芳美（やまでら よしみ）	取締役専務執行役員	再任
小林 二郎（こばやし じろう）	—	新任
積田 正和（つもだ まさかず）	常務執行役員	新任
三宅 康秀（みやけ やすひで）	執行役員	新任
大見 和敏（おおみ かずとし）	社外取締役	再任

(4) 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（よみがな）	現在の地位	新任 / 再任
伊丹 一成（いたみ かずなり）	社外監査役（常勤）	新任
中野 北斗（なかの ほくと）	社外取締役	新任
谷 昌浩（たに まさひろ）	社外取締役	新任
木村 浩明（きむら ひろあき）	社外監査役	新任
末村 あおぎ（すえむら あおぎ）	社外監査役	新任

(5) 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、年額4億5,000万円以内にご承認いただき、更に2019年3月28日開催の第119回定時株主総会において、それとは別に取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度についてご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を年額4億5,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨、及びその他の一部変更を行うことを予定しております。

本議案は当該方針に従い、経済情勢、当社の事業規模、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数及び他社水準等を勘案して決定するものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（内、社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものとします。

(6) 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、員数および経済情勢等を考慮のうえ、現在の監査役の報酬額と同様、年額7,000万円以内とすることを願います。

本議案の内容は、経済情勢等を鑑みて設定されており、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものとします。

(7) 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、年額4億5,000万円以内にご承認いただき、更に2019年3月28日開催の第119回定時株主総会において、それとは別に取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度についてご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の譲渡制限付株式の付与のための報酬に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）（以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」における報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債

権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額 1 億円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じませぬ。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は、2019 年 3 月 28 日開催の第 119 回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると判断しております。

また、現在の取締役は 7 名（うち社外取締役 3 名）であり、第 2 号議案「定款一部変更の件」及び第 3 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6 名選任の件」が原案どおり承認されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 6 名（うち社外取締役 1 名）となります。

なお、本議案の内容は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力が生じるものとします。

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1. <u>フェロアロイ及び金属珪素の製造及び販売並びに輸出入</u>	(1) <u>フェロアロイ及び金属珪素の製造及び販売並びに輸出入</u>
<新 設>	(2) <u>鉱業の経営</u>
2. <u>各種金属材料の製造及び販売並びに輸出入</u>	(3) <u>各種金属材料の製造及び販売並びに輸出入</u>
3. <u>クロム塩類、マンガン系無機化学品、炭素製品、その他化学工業製品の製造及び販売並びに輸出入</u>	(4) <u>酸化ジルコニウム、酸化ほう素、マンガン系無機化学品、その他化学工業製品の製造及び販売並びに輸出入</u>
4. <u>肥料の製造及び販売</u>	<削 除>
5. <u>セラミックスの製造及び販売</u>	(5) <u>電子部品材料及び磁性材料の製造及び販売</u>
6. <u>合成樹脂の成形、加工及び販売</u>	<削 除>
7. <u>電子機器用部品及び電子部品材料並びに磁性材料の製造及び販売</u>	<削 除>
8. <u>二次電池材料の製造及び販売</u>	(6) <u>電池材料の製造及び販売</u>
9. <u>測定器及び分析機器の製造並びに販売並びに環境計量証明事業</u>	<削 除>
10. <u>鉱物、土石粉碎等処理業</u>	<削 除>
<新 設>	(7) <u>廃棄物処理業</u>
<新 設>	(8) <u>廃棄物からの有価金属の回収及び販売</u>
<新 設>	(9) <u>土木建築資材の製造及び販売</u>
11. <u>イオン交換樹脂の再生事業</u>	(10) <u>イオン交換樹脂の再生事業</u>
12. <u>排水処理装置及び用水処理装置の製造及び販売</u>	(11) <u>排水処理装置及び用水処理装置の製造及び販売</u>
13. <u>機械器具設置工事業</u>	<削 除>
14. <u>土木建築、その他各種プラント建設工事の設計、施工、管理及び請負並びに土木建築資材の製造及び販売</u>	<削 除>
15. <u>建設コンサルタント業</u>	<削 除>
16. <u>ソフトウェア業並びに情報処理及び提供サービス業</u>	<削 除>
17. <u>発電及び電気供給事業</u>	(12) <u>発電及び電気供給事業</u>
18. <u>廃棄物処理業</u>	<削 除>
19. <u>鉱業の経営</u>	<削 除>
<新 設>	(13) <u>測定器及び分析機器の製造及び販売</u>
20. <u>運送業及び倉庫業</u>	(14) <u>運送業及び倉庫業</u>
21. <u>水産物の養殖及び加工並びに販売</u>	<削 除>
<新 設>	(15) <u>合成樹脂の成形、加工及び販売</u>
22. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理</u>	(16) <u>不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理</u>

<p>23. 子会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理 24. 前各号の事業に付帯又は関連する事業</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第16条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定められているものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第18条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第20条 当社に <u>12</u> 名以内の取締役を置く。 <新 設></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年内に終</p>	<p>(17) 子会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理 (18) 前各号の事業に付帯又は関連する事業</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削 除> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定められているものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第20条 当社に <u>15</u> 名以内の取締役を置く。 2. <u>当社に取締役のうち5名以内の監査等委員である取締役を置く。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を</u></p>
--	--

了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<新 設>

(役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第 24 条 取締役社長は会社を代表する。
取締役会の決議をもって取締役中から取締役社長以外に会社を代表する代表取締役を定めることができる。

代表取締役は各自会社を代表する。

第 25 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 (条文省略)

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議

除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選任することができる。

(代表取締役)

第 24 条 取締役社長は会社を代表する。
2. 取締役会の決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長以外に会社を代表する代表取締役を定めることができる。
3. 代表取締役は各自会社を代表する。

第 25 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に対し発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 (現行どおり)

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

を述べたときはこの限りではない。

第 28 条 (条文省略)

<新 設>

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 (条文省略)

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役及び顧問)

第 31 条 (条文省略)

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 32 条 当会社に 5 名以内の監査役を置く。

(選任方法)

第 33 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役

第 28 条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 (現行どおり)

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役及び顧問)

第 32 条 (現行どおり)

<削 除>

<削 除>

<削 除>

の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

<新 設>

<新 設>

<新 設>

<新 設>

<新 設>

第 6 章 会計監査人

第 41 条～第 42 条 （条文省略）

（報酬等）

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 5 章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 37 条～第 38 条 （現行どおり）

（報酬等）

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算
第44条～第47条 (条文省略)

<新 設>

第7章 計算
第40条～第43条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除等に関する経過措置)
当社は、第124回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第124回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。

3. 本条は、第134回定時株主総会終結の時をもって削除する。